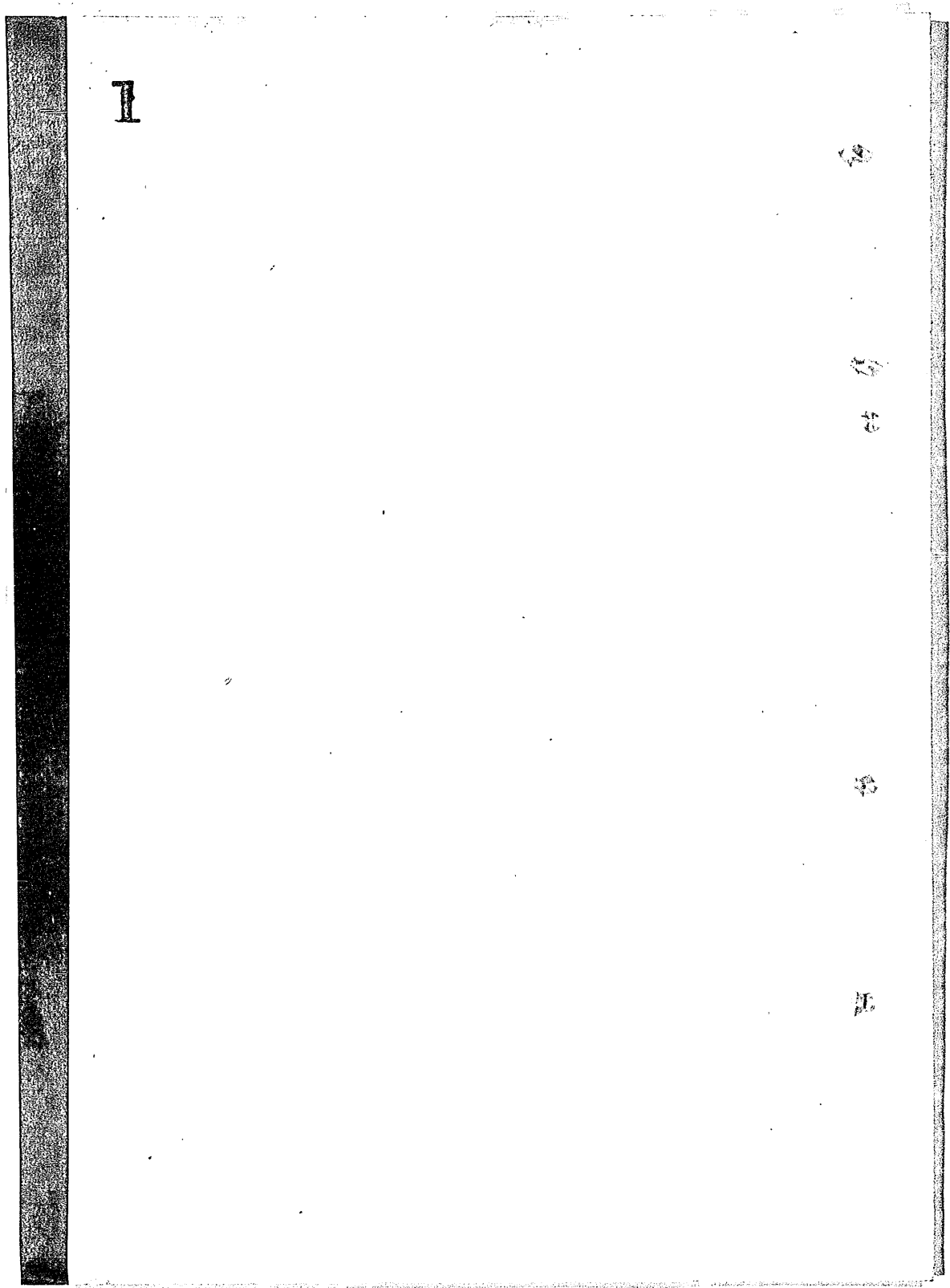




I-0480

0334

文書課長

公 信 案

文書課發送 昭和五年 壹月 拾五日 發送

附 寄 書

正校 (原稿)

(附寄)

原議用紙中

主 任 官 署 長

主 任

昭 和 五 年 壹 月 拾 五 日

附 寄 書

正校 (原稿)

(附寄)

受 信 官 署 長

受 信

昭 和 五 年 壹 月 拾 五 日

附 寄 書

正校 (原稿)

(附寄)

件 名 民衆娛樂施設調査方針

名 込 綴

人 名 柳 本 久 氏

今般根津嘉一郎八日照年發起一下、別係趣

意書、通月、市、育、興、業、合、社、ヲ、創、立、ス、ル、ト、

市、田、社、業、業、ノ、参、考、ニ、爲、ス、ル、爲、貴、任、地、方、ニ、於、テ、

公 信 案

外 務 省

(原議用紙乙)ナ

民衆娛樂施設調査、及、新、興、業、育、用、具、並、其、

販賣店、店、外、販、賣、取、引、手、続、士、ノ、改、正、ア、リ、ト、

看、下、ノ、所、而、調、ト、上、可、成、早、目、ニ、而、回、報、取、成、度、ト、

別添付、市、業、業、合、社、創、立、意、書、其、他、
一、部、ヲ、添、附、ス

外 務 省

3.2

600.406 I 11.12.0.2

八 四 四

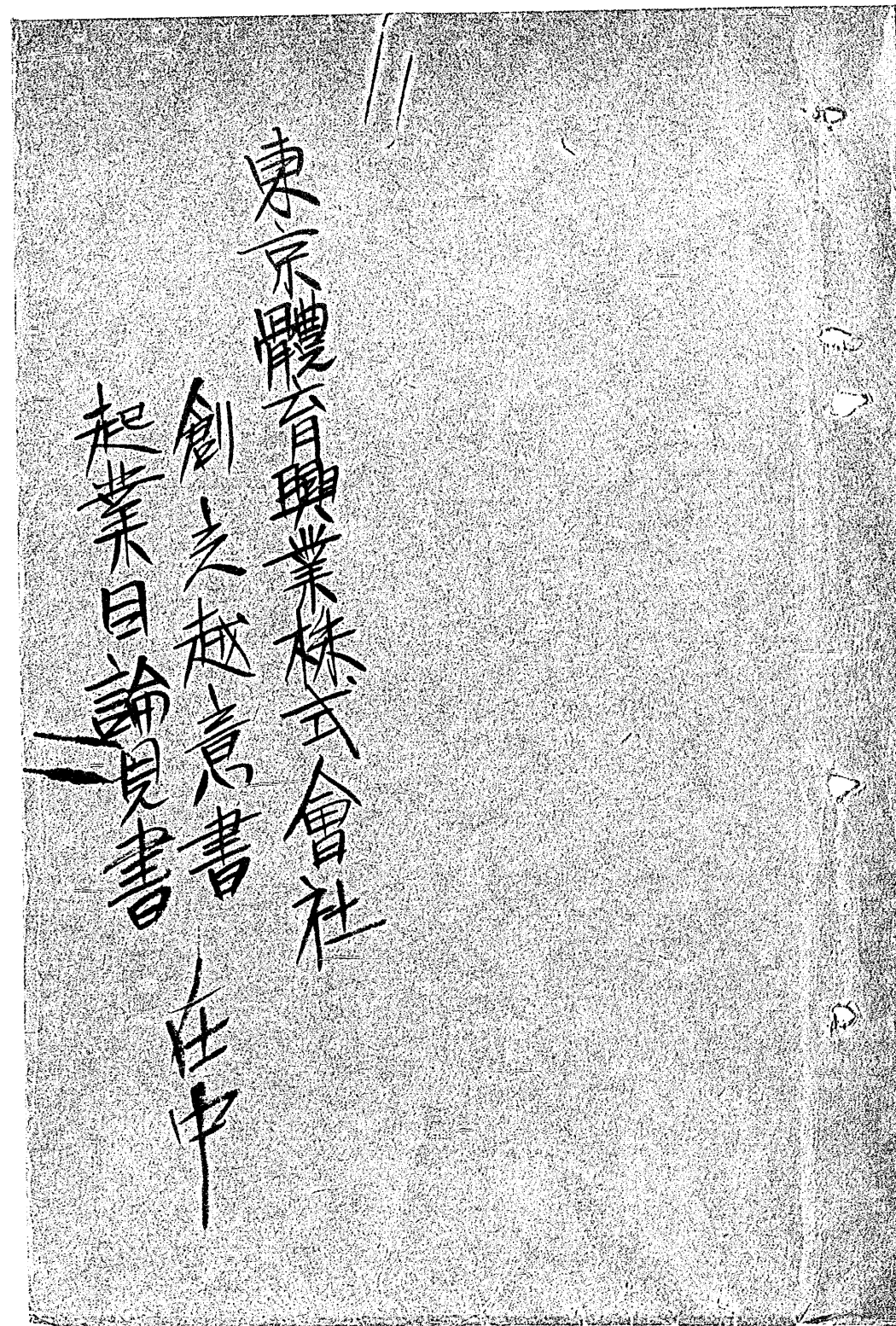
四 二 一 七

市、田、社、業、業、合、社、

15 75

I-0480

0335



I-0480

0336

東京體育興業株式會社

創立趣意書
起業目論見書

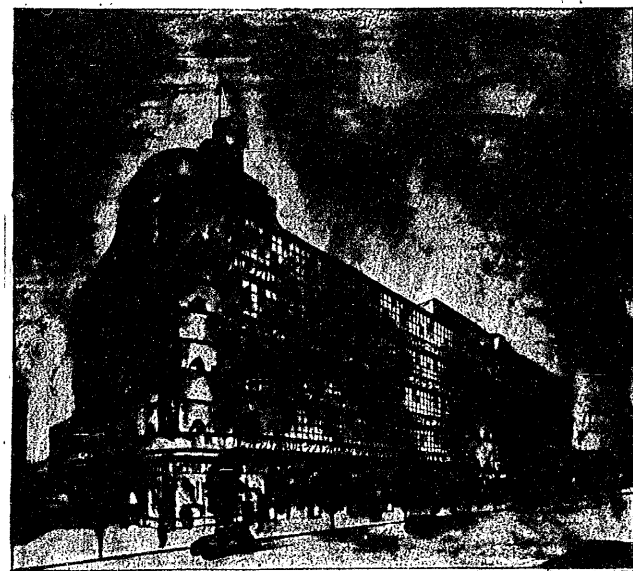
東京市芝區芝口一丁目二十番地(幸徳ビル三階)

東京體育興業株式會社創立事務所

電話(57)
三八大〇・一九〇八
三八大六・四八二〇
三八六二・五五七一

I-0480 |

0337



本書は国下印刷所の目録見書より
抜粋したるものにて、定款及建
築物の各種図面を除いてあります。

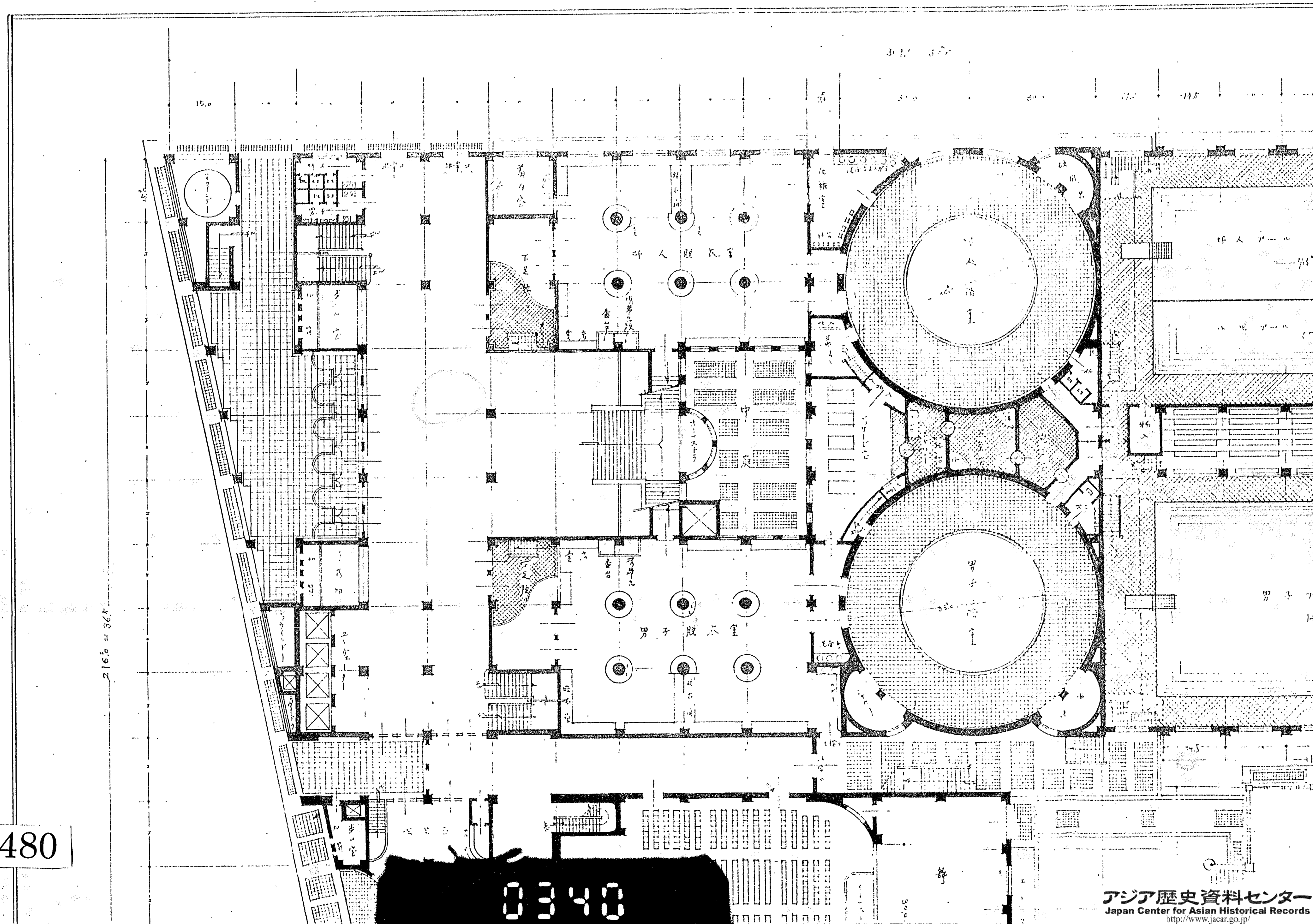
I-0480 |

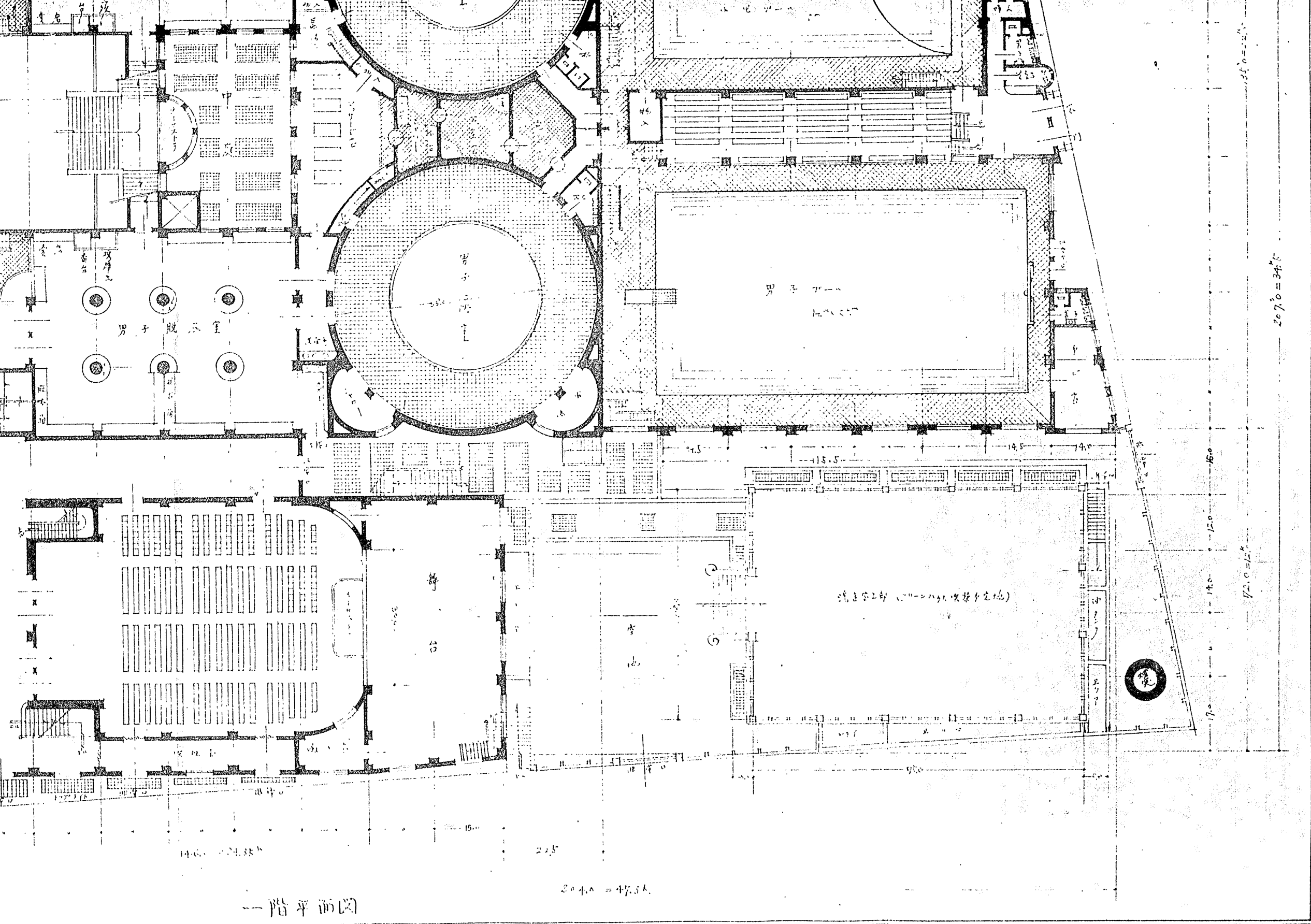
0338

I-0480

216.5 = 36.5

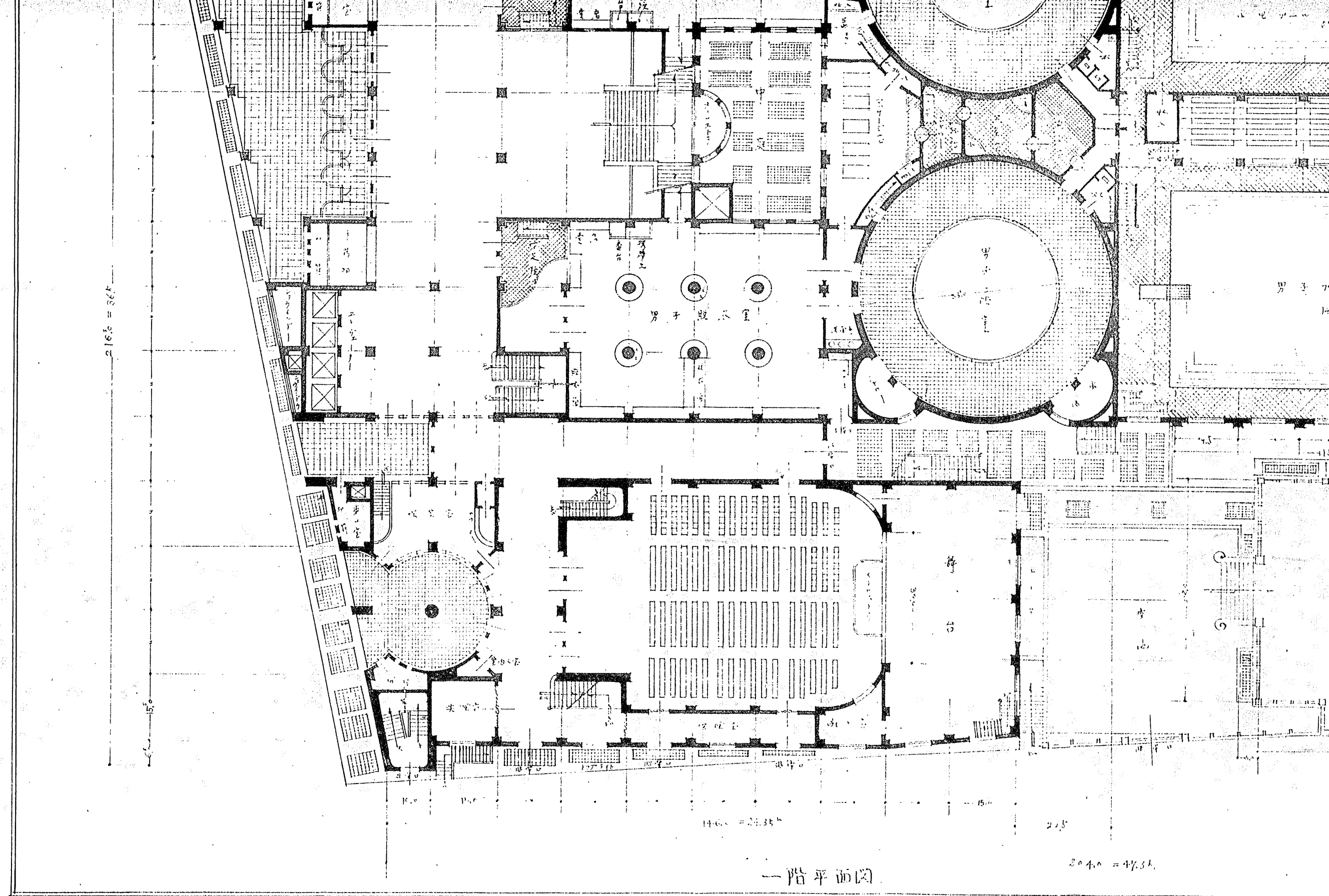
0340





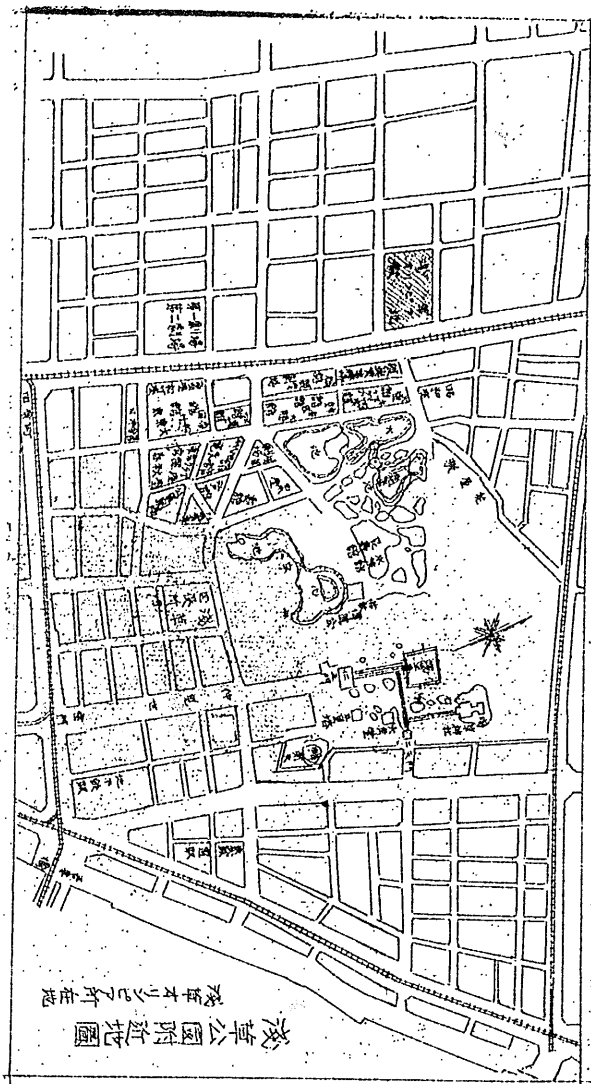
I-0480 |

0341



I-0480 |

0342



I-0480 |

0343

本事業の意義

現代は大量の時代であります。大量心理の向ふところに従つて、國力は興隆し或は衰亡すると云つても敢て過言ではありません。

然るに今や、貧富相隔たり勞資相闘り、國運を犠牲にしつゝ、民心の頽廢眞に嘆すべき秋であります。殊に都會人心の荒廢は、全國的に國民思想惡化の導火線となり、我帝國固有の良風美徳を漸次駆逐せんとしつゝあります。吾等は之をしも時代の衰化なりと稱して、輕々しく觀望することが出来ませうか。

我等同志深く此の世相に感じ、大量相互の接觸と提携を腰ぬ、おのづから、民心の協調と緩和とを計り、共存共榮の精神を養ひ、大量をして國力の發展と國民の繁榮に向はしめんことを祈念してゐます。

この目的を達成する一方法として、淺草公園の盛り場にオリンピックの大ビルディングを建設し、低廉なる料金にて、スポーツと娛樂に關する設備を提供し、特に兒童教育の目的と宗教教化の精神とを加へ以て大量の體育保健並に趣味娛樂

の向上を奨励し、之に依り民心の淨化に資し、穩健なる社會思想を涵養し、萬
實なる國風を奨めんことを期するものであります。翼くは、多数名士の本事業
の趣旨に賛同して奮つて御協力賜はらんことを。

創立趣意書

國民保健の増進は、衛生思想の普及と相俟つて體育運動の振興を図ることを緊
要とします。

近時我が國に於ても、學生青年の運動競技の旺盛は、國民の體育に關する思想
を刺激して一般スポーツ熱の隆昌を見るに至りました。然れ共、社會生活の繁忙
と、殊にスポーツ機關の不足のため全く其熱望に酬ゆること能はざるは眞に遺憾
とするところであります。

人口の都會集中的傾向は我國に於ても、歐米のそれに劣らず、毎年幾万の地方
青年子女は清爽な空氣、實實の土地を離れて、陸續として都會に集まりますが、
運動不足と汚濁の空氣の中に呻吟して、日に月に其の身心を磨滅しつつあるこ
とは、國民保健上看過することの出来ない重大問題であります。

我等は深くこの實狀に鑑みるところあり、都會人心の健全なる發達と國民體育
の向上とに貢獻し、一般都人士の勇壯の氣魄を誘導助長せんが爲め、茲に東京
體育興業株式會社を創立して、屋内屋外のスポーツを奨励し、恰も英國に於て

三

競技精神に依つて紳士道を養ふが如く、之に依り青年子女を鞭撻し、高遠の理想と清新の氣風を養成し、以て都會民心の作興に盡すところあらんことを目的として居ります。

本會社は先づ室内スポーツの提供を以て第一事業とし、次で屋外スポーツ機關の完成と提供とに躍進するものであります。
室内遊戯としては、都人の最も多く集合する浅草公園の盛り場に、建坪五千餘坪の高層雄大なビルディングを建設し、之に、有ゆるスポーツ設備を施し併せて之に適當なる娯樂慰安の施設を加へ、大小人の別なく、男女の別なく、晴雨に拘はらず、郊外に出づる時間と旅費とを省き、暖房、冷却装置は勿論特に換氣衛生の設備の完備せる殿堂の中に一日のスポーツと娯樂とを味はしめんとするものであります。

壹年を通じ、平均壹日参拾萬の遊覽者が囁息する浅草公園は、實に世界最大の民衆娯樂場であります。苟も浅草を識らざれば、何人も大衆を論ずる資格はありません。今やこの計畫に對して、宗教家も、社會政策家も擧つて共鳴し、各々其の道に依つて、大變に奉仕せんことを期して居ります。

翻て本計畫を會社事業として考ふるとき、市民の熱望と、之に應ずべき機關の絶無なる今日の現状より、入場者の殺到すべきことは疑を容れません。殊に之が建設地は、東京唯一の盛り場浅草公園に位し、他の追従を許さざる餘多の條件を具備して居ります。一娯樂機關のみを提供する會社にして、數百萬の巨資を投じつゝ、あるの現状に對し参百萬圓程度を以て數萬の人員を收容し得る多様な娯樂の完全なる設備をなし得ることは、本會社の最も強味とするところであります。

かゝる國家的社會的事業を提供するに當り、大方諸士の奮つて御賛同あらんことを切望する次第であります。

昭和四年 月

發起人

本事業の有利有望なる所以

- 一、本事業は東京で最初の計畫である許りでなく、日本として創始的の計畫であります。殊に雨の多い東京で總ての民衆娛樂、總ての民衆的慰安施設が今も行き詰りの形となつてゐます。晴雨を問はず、晝夜を別たず、四季を通じて開設する目新しい本事業の提供は、新しい變つたものを欲求してゐる大衆が一度にどつと押しかけることは明かであります。
- 二、スポーツと、娛樂と、食堂とのデパートメントを形成する事業でありまして心ゆく許りに運動し、大浴槽に汗を流す人々に安い美味しいものを食べさせることは、本事業が眞に現代的であり、人氣を集め得る所以であります。
- 三、淺草公園に集まる壹日の平均群衆約參拾萬、内劇場活動寫真其他の觀物場入場者約拾七八萬と稱して居ります。是等の群衆に對する娛樂慰安の設備は何れも充分と申されません。このオリンピックは完備せる運動娛樂慰安の提供を目的として居ります。隨て今日、觀世音の參拜のみにて、盛り場を素通りする人々をも引入れることが出来ます。

- 四、毎日參拾萬人の遊覽者の集まる、世界唯一の淺草公園の中央に、本事業を開設することは、別に特別の宣傳を用ふるの必要なく、門口に群衆する民衆を門内に引入るれば足りるのであります。彼の電車會社が電車と宣傳とによつて、遠く郊外に大衆を招致するのと其の趣を異にしてゐます。従つて、事業の經營が代て經濟的に行はれます。殊に地下鐵道の如き交通機關と結びて其支線をオリンピック前に延長し、電車より直接オリンピック内に通ずるが如き設備を行へば、一層妙であります。
- 五、本會社は淺草公園盛り場の中心に表通り四拾間、裏行き五拾間、總計貳千坪の更地を獲得することが決定してゐます。今後如何なる方法を以てしても、斯くの如き敷地を獲得することは至難であります。従つて本事業は少くとも淺草公園に於ては、獨占的無競争の地歩を獲得して居ります。
- 六、淺草公園に本事業オリンピックの出現は、淺草觀世音と相並びて同地の呼物を一つ加へることであり、東京としても一箇の名所を新たに加へることに依り、東京在住者は勿論、地方人の上京者も、上京土産に一度だけは必ず足を

六

七

此のオリンピックに面するであります。

七、オリンピックの中には、大プールが二箇設けられます。室内プールで、空気が及び水の温度が調節してありますから、春夏秋冬を通じて遊泳が出来ますが、殊に盛夏の候、浅草公園を中心とする市民の子等は、海川ともに附近に水浴の場所なく困つてゐます、之等の人々は、近くして且つ安全なる、このオリンピックのプールに群集すべきことは想像するに難くありません、大阪築港の大塩湯のプール、天王寺公園の室内プール等の例を見ても、彼地の如き海水浴に至便は市街地でありながら、一日に数千数萬の子供が押し寄せてゐます。

八、関西に於ては、大塩泉を中心とする娯楽場は、寶塚温泉、同富温泉、淡川温泉、市岡パラダイス、築港大塩湯、北港大塩湯、天王寺噴泉浴場、大塩湯、奈良新温泉、あやめヶ池温泉等、数處に渡りほゞあります、其等の何れも成功して、二割三割の高率の配當をなし、天王寺噴泉浴場の如き、創業拾六年間二割の配當を継続し、現有資産は拂込資金の三倍に膨脹してゐるのであります。

九、阪神地方に於けるものは、單に大塩泉に一二の娯楽機關を加へたものに過

ぎません、このオリンピックに互りては、五千坪の大ビルディングの中に凡ての體育競技運動器具を備えつゝ、且つ相當の娯樂設備と、数時間間の慰安を與へ得る完全なる設備を施し、發水たるものは大浴場に自由に入浴せしめ、お腹のすいたものはお旨い安い料理を提供するものでありまして、関西のそれと、同日に論ずべからざるものであります。

一〇、殊に本會社設立に當つて最も有利なる條件の一つは、斯かる事業の最難関とせらるゝ土地の買収契約が、既に出来てゐることです。今は更地として、板垣を以て居ります、尚ほ其他價も非常に低廉にして其附近にて權利のみにて壹千圓位の坪値をして居るのに、こちらは一坪當り八百圓、權利は五五百圓に協定してゐるのであります。

一一、今や財界不況のどん底と稱すべく、従つて建築費の如きも近年にない低廉な工費で出来上るのであります。殊に同所は防火地帯として、多少の復興助成金の下附をも受けることが出来ます。

一二、最近獨逸あたりに、電氣廣告ビルディングが流行り出したやうであります。人通りの多い盛り場の入口につき易い場所に、相當高きビルディングを建設

一〇
レ其河間に、イルミネーションの廣告を掲げ又、電光ニュース等による廣告を掲揚し、其料金のみにて、優に建築物の配當に充當し得て、室内の使用料金は、純利益と爲るといふことであります。現に大阪の道頓堀に於ても、目下其計畫が進行中であります。本事業の場所の利より、オリンピック建築物の四圍に電飾廣告を引受け得るやうに設計してあります。

一三、本事業に於ける資金の大部分は、土地と建物との不動産であります。かの博覧會が僅々数箇月の開場に、建物を築き、建物を取はらひ、且つ利益をあけて居ります。本事業の土地並に鐵骨ビルディングは、永久の生命があります。而り經常費は至つて僅少のもので、如何なる場合にも損失の恐れがありません。即ち事業としては、賢實無比であります。

一四、收支豫算には、壹日の入場者壹萬人と計上して居りますが、淺草公園に於ける活動寫真館の入場者数より見ますれば、オリンピックの入場者は壹日貳萬人は下らぬ見込であります。関西に於ける、小規模の温泉の入場者でさへ壹日壹萬貳千人を數へることが珍らしくないと云つてゐます。開場後は清眞札此の盛況を呈すべしとの専門家の見込であります。

一五、本事業の成功の曉には、本會社の名に恥ぢず、進んで屋外運動の設備に向ひ、市内にグラウンドを設くる等國民のスポーツ精神を鼓舞したい計畫を存して居ります。

浅草オリンピック設備概要

浅草公園元吾妻塚前、新谷町拾八番地所在電車道四拾間興行五拾間、貳千坪の更地に五階建、延坪数五千餘坪の大ビルディングを建設し之に運動と教科と娯樂に関する設備に、社會、宗教的施設を加へ低廉の料金を以て、一般に開放するものであります。

建物の周囲には、イルミネーションと電氣廣告を施し、其の美觀と其の宏壯雄大なる建築物とを以て、遊覽者を引きつけます。

第一、スポーツに関する設備

一、大運動場

總面積貳百餘坪の室内大運動場で、周囲には中二階の觀覽者用の迴廊を設けます。バレーボール、バスケットボール等の競技の外、時に相撲、擊劍、柔道等の試合をばす等有ゆるスポーツの大競技場に用ゐます。

二、大プール

男子女子小人各別に大プールを設けます、水温並に室内の温度は、共に初夏の温度を保ちますから、四季を通じて水浴するに適します、又晴天温和なる日は天井を開放出来るやうにします。

三、アイス・スケート場

約百坪のスケート場を設けます、人造氷の代りに獨逸式パラピンの代用水を用ひます、滑走者の味ひ滑り工合の實感は、眞正の氷上を走ると寸毫の差もありません。滑走者より相當の料金を徴します。

四、擊劍道場

柔道道場

弓術道場

相撲道場

ボクシング道場

諸道具を備へ付け常勝の師範を置き、希望者に無料で教授し、又入場者相互で自由に試合をさせます。

五、ピンポン室

入場者をして低廉なる球代で自由に使用せしめます。

六、撞球場

ゲーム料は市中の撞球場より著しく低廉にします。

七、大人運動場

大人の嗜好に適する諸種の運動器具を設備します。

一、乗馬練習機

本機は乗馬者に、電氣仕掛を以て、宛ら走るが如きショックを與へ、また手綱の加減にて駆足も停止も自由に出来ます。

二、ボート漕艇機

本機に依りボートの漕艇方法を習得することが出来ます。

三、野球練習機

野球の練習をせず設備であります。

四、回轉圓筒

方向を異にして廻轉する圓筒の連続せる長圓筒内を、くぐりぬける遊

戯であります。

五、廻轉圓板

大圓板が電力に依つて廻轉します。其大圓板の中に、圓板の廻轉と反対の方向に廻轉する、教筒の小圓板があります。遊歩者はその圓板の上を倒れざるやう通歩します。

六、短縮トラック

幾千米突の徒歩競争を室内にて行ふことを得るために、トラックが電力を以てランナーの速度に応じて移動廻轉します。

七、叩く力を試す機械

弱き紐にてつれる皮革製の球を全身の力をこめたる握り拳をあげて叩けば、其興へた力量に従ひ、表示板の上に其の力量が現はれます。

八、引く力を試す機械

虎の尻尾を力一ぱいに引いて、其の引く力を試します。其の力が或程度に達すれば、虎は電氣仕掛でうなり出します。

九、輪投げ

汽船の甲板上でやる輪投げを並置して、競技を行います。

一〇、デツキゴルフ

一區域を定め此の遊戯のために開放します。

八、小人運動場

此内に設備するものは、小供の一番喜ぶシーソー、螺旋型スベリ臺、丸スベリ、樽スベリ、ブランコ、家族ブランコ、ローリング、運動圓木、玉コロガシ、渡り本等あらゆる種目を網羅します、其他電気椅子、電気ブランコ等の電気仕掛のものを加へます。

九、メリーゴラウンド

子供には壹回限り無料、大人には相當料金を徴します、樂隊は高音の電気蓄音機を用ひます。

第二、慰安娛樂に関する設備

一、展望塔

屋上に高さ地上百二十尺の展望塔を設け全部イルミネーションを施します。

二、音楽堂

屋上に設けます、屋上庭園に面して、時々諸種音楽の演奏を行います、屋上の入場者を慰安する外、其の爽快にして優雅なる音楽は、遠く浅草公園一帯の街々に流れます。

三、噴水

屋上並に屋外に設くるの外、夏季に限り、パラーの一部又は他の室内に二三箇所の小噴水を設けます。

四、大瀑布

地上に設け、周囲には奇巖樹林を配し轟々たる落水とせ、らぎの音は、深山幽谷にあるを思はせます。

五、鳥籠

屋上地上の庭園に設くるの外、室内にも二三箇所設置します。

六、猛獸と水棲動物

屋上庭園又は地上に拾数頭を飼育します。

七、大浴場

男女別に、直徑六間及五間の噴泉に溢れる圓型浴槽を設け、其側に藥湯、砂湯等を設け、入場者には無料で入浴せしめます。男子浴場には、別に之に接してトルコ風呂を設け、有料にて使用することを符せしめます。浴場の隔壁は一面の鏡を張り、至るところ、自由に適量の湯と氷を使用することが出来ます。又浴槽に接して男女別に通路を設け、大ホールに至ることが出来ます。

二八

ハ、パーラー

数百坪の居心地よきパーラーを設けます。運動に疲れた人、室内外の散歩、觀覽に疲れた人々が自由に、安樂椅子によつて煙草をのみ、飲料水をとめるやうにします。パーラーの一部には、大汽船のキャビン又は喫煙室をまねた小區劃又は汽車の展望車をかたどつた區域を設けます。パーラーの周囲には、小射的、鋼球、ゴロガシ、自衛活動寫真機、體重機、身長測量器、辻占、西洋辻占或は凹凸鏡等を備へ付けて、休憩者の無聊を慰めます。

天井の裝飾、燈、椅子、丸腰掛等は凡て廣告を利用して、優美にして感

じのよいものばかりを求めます。

九、音楽室

ピアノ、オルガン、二三臺宛を備へつけて、入場者の音楽趣味ある人々に自由に演奏せしめます。

一〇、碁將棋室

碁碁棋盤各數面を備へつけ、入場者をして自由に使用せしめます。

一、迷ひ路

八幡のやぶ知らずのやうに、這入れば一寸出にくく、いろいろ路が歧れて幾度も行詰まつて終に鏡張りの大部屋に出ます。一人の姿が数拾人にも見え、前姿も後姿もいつしよに寫ります。動けば、数拾人が入り乱れて部屋いつはいに動くやうに見えます。辛ふして外に出る面白い仕掛けになつて居ります。

二、不思議館

入場口が面白く出来て好奇心をそそります。中に這入れば、電氣仕掛の床

一九

が動いて歩るくに困難を感じます、幸かして足元が安定したと思へば萬化鏡の前に現れます、顔が骸骨に現れたり、美人に見えたり色々な変化します、次に空氣の加減で歩くのに息苦しい氣持がします、突然顔が水中につき出して皆に笑はれます、終に床が廻轉して、よろけて外に押し出されると、麗らかな春の野辺に出ます、そこには百花繚乱として咲き乱れ咲茶店や飲食店がついてゐます、皆此處で一服するやうになつて居ります

三、劇場
芝居、活動寫真兩様に使用出来るやうに設備します。將來は、粵劇の歌劇又は、喜劇團を組織して、オリンピア獨特の名劇場とします。又場合に依つては、此の劇場を賃貸します。

四、餘興場
場内に別に餘興場を設け、時々面白き色物芝居、奇術、義太夫、浪花節、操人形等の餘興を提供します。

第三、兒童教科に關する設備

一、十二箇月展覽會
陳列ケース其他の設備も、すべて其月になやらへて飾りたて、その月に關する参考品を陳列して趣味教育の一助とします。

二、パノラマ館
其中に賣店を設け、其月にちなんだ菓子人形などを土産に販賣します。

三、人形陳列所
内容は時事又は、歴史の題材を選んで半は名人畫風に設備します。

場内教箇所に、時事又は歴史の人形を陳列して、電氣仕掛に依つて、相當活動するものとします。

四、電氣動物園
猛獸ばかりの模造動物園を設けます、之は獨逸のパテントに關するもので生きた猛獸の如く頭を振り足を動かして又ほん物の如く吼えます。

五、電氣水族館
魚類も海草もすべて模型であります、電氣仕掛で魚類の動きと云ひ、海底の光線と云ひ觀覽者に實感を與へます。

第四 社會奉仕に関する設備

- 一、人事相談所
入場者のために相談所を設けます。
- 二、健康相談所
主として入場児童のために健康相談所を設けます。
- 三、宗教講演場
遊歩観察又はスポーツに疲れた人々が、暫しの休憩時に、宗教の講演に接する機会を得るやうに、氣持の良い、講演場を設けます。

第五 附帶事業

- 一、電氣廣告
建物及展望塔の周囲を利用し、廣告用電飾帶を設け會社商店又は商品の廣告イルミネーション用として貸貸し相當の料金を徴します。
- 二、食堂

往來に面する地下食堂は、外部に開放し、極めて低廉に各種の飲食物を提供するものであります。

入場者の爲めには、適當の場所に二十箇所以上、大小の名物食堂を設けて、関東、関西に於ける珍味料理のデパートメントを作ります。之等の食堂は會社直營を以てする大食堂の外は、貸貸します。

三、喫茶店

お茶其他の清涼飲料水は自由に取り得るやう、場内各所に喫茶店又はスタンドを設けます。

四、賣店

煙草、菓子、玩具其他土産品等を販賣する賣店を、場内各所に設けます。

五、タキシード案内所

入場者のために、タキシード案内所を設けます。

六、貸切休憩室

小會合、又は家族向の和洋休憩室數箇所を設け相當の料金を徴します。

七、散髪室

八、美 容 室
九、寫 真 室

起業豫算

收 入 之 部

排入資本金

參、○○○

合計

參
○
參
○
○
○
○

支
出
之
部

建築用地買收費

壹、
○
○
○
○
○
○

建
策
費

壹	參
五	五
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇

附帶工事費

(鑿井、給水、給湯、暖房、換氣、衛生、電燈、瓦斯等)

五
C
C
C
C
C

運動器具其他設備費

壹	〇
五	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇

創立費及運轉資金

五 参 五 参

合
計

二五

I-0480

0356

收支豫算

収入之部

總収入金

一、入場券料	(壹百八拾名大人八千人壹人五拾名小八千人壹人五拾名)	壹、六、〇〇〇
一、劇場椅子券收入	(壹日貳百四拾圓)	八、七、六〇〇
一、トルコ風呂收入	(壹日貳百八拾人五拾錢)	參、六、五〇〇
一、特殊運動場收入	(スケート、メリー、グラウンド、撞球、其他特殊運動場收入壹箇月壹萬圓)	壹、貳、〇〇〇
一、直營食堂收入	(壹箇月上貳千圓の純益を割五分)	壹、〇、九、五〇〇
一、貸食堂貸賣店收入	(壹箇月貸賣料合計貳千五百圓)	參、〇、〇〇〇
一、廣告收入	(電氣廣告其他壹箇月五千圓)	六、〇、〇〇〇

一、貸切休憩室收入	(壹箇月壹萬圓、壹日五拾圓宛四室分)	七、參、〇〇〇
一、雜收入	(諸利息其他壹箇月貳千圓)	貳、四、〇〇〇

支出之部

總支出金

一、使用人給料	(總人員拾八拾六人)	貳、〇、六、〇〇〇
一、使用人被服費	(壹人壹冬四拾圓參百八拾六分)	壹、五、〇〇〇
一、劇場出演者並映畫料	(壹箇月平均壹萬圓)	壹、貳、〇、〇〇〇
一、餘興場出演者費用	(壹箇月平均五千圓)	六、〇、〇〇〇
一、諸道具、衣裳料	(餘興並其他壹箇月平均五千圓)	六、〇、〇〇〇
一、諸設備補充並修費	(壹箇月平均五千圓)	六、〇、〇〇〇

内譯

一、廣告宣傳費	(老舖月平均壹萬四)
一、消耗品費、電氣水道	(老舖月平均壹萬五千四)
一、瓦斯重油等	
一、諸稅	金 (壹箇月平均壹萬四)
一、事務所費	(壹箇月平均壹萬四)
一、研究旅費及交際費	(壹箇月平均五千元)
一、諸員報酬	(老舖月平均六千五百四)
一、役員報酬	(老舖年分)
一、建物營繕費	(老舖月平均五千元)
一、火災保險料	
一、敷地借地料	(借地約七百五坪老舖年分)

損益計算

一、廣告宣傳費	壹萬、〇〇〇
一、消耗品費、電氣水道	壹萬、〇〇〇
一、瓦斯重油等	壹萬、〇〇〇
一、諸稅	壹萬、〇〇〇
一、事務所費	六〇、〇〇〇
一、研究旅費及交際費	七、八〇〇
一、諸員報酬	七〇、〇〇〇
一、役員報酬	六〇、〇〇〇
一、建物營繕費	壹萬、〇〇〇
一、火災保險料	四、八〇〇
一、敷地借地料	四、八〇〇
合計	八六、八〇〇

八六、八〇〇 圓

利益金處分

一、法定積立金	
一、別途積立金	
一、役員賞與金	
一、建物什器償却金	
一、株主配當金	(年貳割)
一、後期繰越金	
合計	

一、法定積立金	四五、〇〇〇
一、別途積立金	四五、〇〇〇
一、役員賞與金	七〇、〇〇〇
一、建物什器償却金	五〇、〇〇〇
一、株主配當金	六〇、〇〇〇
一、後期繰越金	五、〇〇〇
合計	八六、八〇〇

元

定 款

第壹章 總 則

第壹條 當會社は東京體育興業株式會社と稱す。

第貳條 當會社は本店を東京市に置く。

支店出張所は必要に應じ便宜の地に置く。

第參條 當會社は左の業務を營むを以て目的とす。

一、スポーツに関する諸設備の經營

二、民衆娛樂に関する諸設備の經營

三、右設備の全部又は一部の賃貸

四、以上各項に附帶する一切の事業

第肆條 當會社の資本金は金參百萬圓とす。

第五條 當會社の公告は官報に掲載す。

第貳章 株式

二四

第六條 當會社の株式は拾五萬株に分ち一株の金額は金貳拾圓とす。

株金は一時に全額を拂込むものとす。

第七條 當會社の株式は記名式とし壹株券、拾株券、五拾株券、百株券の四種とす。

第八條 株式を譲渡したるときは、當會社所定の名義書換請求書に株券を添へ名義書換を請求すべし。

相續遺贈又は法律上の原因に因り株式を取得したるときは之を證明すべき書類を添付すべし

第九條 株券の分合毀損其他の理由に因り新株券の交付を受けんとするものは其旨を記載したる

請求書に株券を添へ會社へ請求すべし。

第十條 株券の喪失に因り再交付を受けんとする者は其事由を證明すべき書類を添付して請求すべし。

前項の場合當會社は請求者の費用を以て其旨を公告し其後三十日を經過するも他より故障の申出なきときに限り新株券を交付す。

第十壹條

株式の名義書換は株券壹通に付金拾錢、新株券の交付は壹通に付金參拾錢の手數料を添付して當會社に請求すべし。

第十貳條 株主は住所氏名並に印鑑を當會社に届出づることを要す、之を變更したるとき亦同じ。

外國居住の株主は日本内地に假住所を定め當會社へ届出づることを要す。

前二項に關し届出なきときは當會社は諸般の通知に關し其責に任せず。

第十參條 毎年貳月壹日、八月壹日より定時總會終了の日迄臨時株主總會に於ては其通知を發したる日より其總會終了まで株券の名義書換を停止することあるべし。

第參章 株主總會

第十肆條 定時株主總會は毎年貳月、八月の貳回之を開き臨時株主總會は必要に應じ之を招集す。

第十伍條 株主の議決權は壹株に付壹箇とす。

第十陸條 株主權を行使する代理人は當會社の株主たることを要す。

第十柒條 株主總會の議長は社長之に當り社長差支あるときは他の取締役之に當る、取締役差支あるときは出席株主中より之を選挙す。

二五

第拾八條 總會の議長は議決權を行使し得るの外可否同數なるときは議長その可否を決す。

第拾九條 總會の決議事項は之を決議録に記載し議長及出席株主貳名以上署名捺印して之を保存するものとす。

第四章 役員

第貳拾條 當會社の役員は取締役名以内、監査役五名以内とす。

第貳拾壹條 取締役の互選を以て、社長、専務取締役、各壹名を選任す、尚ほ必要の場合は副社長壹名、常務取締役壹名を互選することあるべし。

第貳拾貳條 社長は會社を代表す、社長事故あるときは副社長又は専務取締役會社を代表す。

社長は社務を總理し副社長、専務取締役、常務取締役は社長を補佐し一切の業務を執行す。

第貳拾參條 取締役及監査役は當會社の株式重百株以上を所有する株主中より株主總會に於て選任する際同點者あるときは抽籤を以て之を定む。

第貳拾四條 取締役の任期は參箇年、監査役の任期は貳箇年とす。

定時株主總會前に任期終了したる時は其定時總會終了迄任期を延長す。

第貳拾五條 取締役、監査役に缺員を生じたるときは株主總會に於て補缺選舉を行ふ、補缺員の任期は前任者の殘任期間とす、但し法定數を缺かず且業務執行に差支なきときは選舉をなさざることを得。

第貳拾六條 取締役は在任中各自所有の株式重百株を監査役に供託すべし。

第貳拾七條 取締役會は支配人を選任し相談役又は顧問の囑託をなし其報酬を定むることを得。

第貳拾八條 取締役及監査役の報酬は創立總會若しくは株主總會の決議に依り之を定む。

第五章 計算

第貳拾九條 當會社の計算期間は壹箇年を貳期に分ち貳月壹日より七月末日までを前期とし八月壹日より登月末日までを後期とす。

第參拾條 決算は一計算期に於ける總收入金より總支出金を控除したる殘金を利益金とし左の如く處分す。

一、法定積立金	百分の五以上
一、配當金	若干

一、役員賞與金

百分の拾以内

若 干

前項の外別途積立金、増設準備金、職員退職手當金其他の積立金をなし又は後期繰越金をなすことを得。

第參拾壹條 配當を受くべき株主は毎決算期末日現在の株主とす。

第參拾貳條 株主に配當通知を發したる日より滿貳箇年間經過するも配當金を受領せざるときは之を當會社の所得とす。

附 則

第參拾參條 當會社の負擔に歸すべき設立費用は金參萬圓以内とす、但し第壹期決算に於て之を償却するものとす。

第參拾四條 本定款に規定なき事項は總て商法の規定に遵ふものとす。

(以上)

第二課

昭和五年二月五日
附屬別便
CH

伯林商第三號

昭和五年二月五日

在獨帝國大使館

商務書記官 長井亞歷

外務大臣男爵齋藤實重郎敬

民衆娛樂施設調査方一件

本年一月十五日所通ニ普通合第三八號貴方より
御訓令然一類敬承就テ当地ニ於テ主要民衆娛
樂施設ニ對シ其詳細ヲ記述シテ Dutch Lands
Camp Rahnen 尤書籍港部別便ヲ以テ送附シ置キ
テ古ク御了悉相成候様ニハ由々氏ハ御傳達相
成度ニ

(I/12.0.8)
600.4061

度当体育用具製造元販賣店別紙一通ヲ調
査シ併又体育用具ニ付テ別便送附ノ型録ニ付
御承知相成様致度前記由々氏ハ可也御傳達
相成度ニ

追而 Dutch Lands Camp Rahnen 購入費別
紙領收証一通ハ獨貨格所克々要知古類可
成連ニ送金付之様ニ又別紙記載ノ商店より
品購入等ニ付テ豫メ其信用調査ノ必要可有之
旨先方ハ保々御轉達アリヌ

通商局

第1120號

昭和五年九月廿九日

在紐青

商務書記官

百原安人

外務大臣男爵 幣原喜重郎殿

民衆娛樂施設調査方ノ件

本件ニ關シ、一月十五日附通ニ普合第三八號ヲ以テ
卸申越ノ趣了承今日迄調査セル結果不取敢別記ノ通
リ回報ス。

紐青地方ニ於ケル民衆娛樂施設狀況

紐青市ヲ中心トセル地方ハ娛樂方面ニ於テモ米國ノ
一大中心ヲ爲セルモノト云フヘク、殊ニ劇場活動寫眞
館、遊覽場等ノ設備及數ニ於テハ遙ニ他ヲ凌駕シ居レ

11.49A
(11.12.0.8)

秋

(一)劇場口

最近ノ統計ニ依ルニ市内ノ劇場數五百、公衆ダンス
ホール二百七十五、キャバレー百六十、之等各娛樂場ノ
觀客收容數百二十万ト稱セラル。市ノタイムスクエ
ア附近ハ諸興行物ノ中心ヲ爲シ、一流ノ劇場ハ多ク此
ノ界限ニアリ。劇ヲ主トスル劇場ハ概シテ其規模餘リ
大ナラス、座席數千以下ナルモ、活動寫眞館ニハ甚タ大
ナルモノ多シ、特ニロキシ座ハ世界最大ノ活動寫眞
館ト稱セラレ、收容能力六千人以上、技藝員男女百名、附
屬樂部員百十其他合計三百ニ及ヒ、内部ノ設備ノ完備
セルハ驚クヘキモノアリ。(別添印刷物參照)其他
キャビトル座(收容能力五千三百)ヒソホドローム座(活

CH

昭和五年拾月廿八日接受

附み家

秋

3

運動場、寄席、バスマン、ト、ナ、等、ハ、何、れ、も、大、劇場ナリ。

(二)運動競技場トシテ有名ナルモノニ、マ、ティ、ン、ン、ス、ク、エ、ア、
 カ、ー、テ、ン、ア、リ、市、中、央、ニ、建、築、セ、ラ、レ、中、央、ノ、大、演、技、場
 ノ、外、ニ、展、覧、室、ヲ、設、ケ、諸、種、ノ、展、覧、會、等、ノ、催、シ、ニ、賃、貸、ス、
 収、容、能、力、三、万、五、千、人、ト、稱、セ、ラ、レ、サ、リ、カ、ス、拳、闘、ス、ケ、ー
 チ、ン、グ、其、他、ノ、競、~~技~~ニ、使、用、セ、ラ、ル。

市、内、ノ、野、球、場、ト、シ、テ、米、國、ノ、二、大、リ、ー、ク、ニ、屬、ス、ル、ヤ、ン、キ、
 ス、タ、チ、ウ、ム、(収、容、能、力、六、万、人)及、ホ、ロ、グ、ラ、ン、ド、(収、容、能、力、
 五、万、五、千、人)ア、リ、フ、ル、グ、リ、ン、ニ、ハ、エ、ベ、ッ、フ、イ、ー、ル、ド、
 (収、容、能、力、二、万、八、千、人)ア、リ、野、球、ノ、季、節、外、ニ、ハ、諸、種、ノ、興、
 行、催、ニ、使、用、セ、ラ、ル。

庭、球、コ、ー、ト、ゴ、ル、フ、リ、ン、グ、ノ、數、モ、亦、多、ク、市、ヲ、中、心、ニ、各
 所、ニ、俱、樂、部、及、コ、ー、ト、ヲ、有、ス。

4

最近、ゴルフ熱ノ盛メトナレルニ從ヒ、市内及郊外ノ小
 空地ヲ利用シ、模擬ゴルフ場ノ設置増加シ來レリ。詳細
 ノ數字ハ、未タ判明セサルモ、全國ニ亘リテ投下セラレ
 タル資金既ニ一億弗ヲ超エト稱セラル。

(三)遊覽場

市ノ内外ニハ、コネー、アイランド、ライ、ビー、チ、ロング、
 ビー、チ、ア、ス、ベ、リ、パーク、等、多數ノ夏期遊覽地アリ。
 中、最、モ、著、名、ナルハ、コネー、アイランドナリ。海水浴場
 ノ、外、普、ユ、ル、遊、覽、設、備、ヲ、網、羅、シ、其、規、模、ノ、大、ナル、コ、ト、米、
 國、第、一、ト、稱、ス、夏、期、酷、暑、ノ、候、ニ、ハ、同、地、ニ、集、マ、ル、モ、數、
 百、万、人、ニ、達、ス、(詳細ハ、別、添、葉、内、書、等、參、照、ノ、コ、ト)

並、ニ、休、育、用、具、販、賣、店、名、別、添、ノ、通、リ、

23-28 林

EXPORTERS OF SPORTING GOODS OF ALL KINDS

The Brunswick-Balke-Collender Co., Foreign Division,	623 S. Wabash Ave.,	Chicago, Ill.
Butler Brothers, R. F. Banta,	860 Broadway,	New York City.
Crane & MacMahon, Inc., R.J.McNoe, Vice-Pres.,	1 Park Ave.,	"
Davega, Inc., Export Department,	114 East 23rd St.,	"
The H. & D. Folsom Arms Co., Jonas Wolf, Export Department,	314 Broadway,	"
John H. Graham & Co., Inc., H.S.Graham,	113 Chambers St.,	"
D. P. Harris Hardware & Mfg. Co., E. Kirwin,	99 Chambers St.,	"
W.C.Horn Brother & Co., W.F.Day,	200 Fifth Ave.,	"
K. Mandell & Co., S. B. Mandell,	33 Rector St.,	"
Markt & Hammacher Co., E. Vintschger,	193 West St.,	"
William Mills & Son, Arthur C. Mills,	21 Park Place,	"
Mogi, Mononoi & Co., Inc., Y. Wakamiya, Mgr.,	105 East 16th St.,	"
Rogers Brown & Crocker Bros., Inc., R. W. McNeil, Mgr., Exp. Dept.,	21 East 40th St.,	"
A. G. Spalding & Brothers, Frank LeF. Lawrence,	105 Nassau St.,	"
Steinfeld, Inc., Samuel Steinfeld, Pres.,	11 East 26th St.,	"
Alex Taylor & Company,	22 East 42nd St.,	"
Von Lengerke & Detmold,	349 Madison Ave.,	"

11.49 B

I-0480

0367

乙 55 (3)

(分第 I 1.12.0.1.2)

公
估
案

外
務
省

濟南經濟外匯
第 5 冊 第 3 冊
濟南經濟外匯
第 5 冊 第 3 冊

3. 署
氏眾等集施設調査、件

發信	人	綴	達	名
信	名			
通				
商				
昌				

文書課發
昭和五年舊曆五日
發送濟

淨書

正校
(原稿)

（淨書）

文部課長

三

Discussion

Gender

附屬物同封

易紙

(甲號用紙)

5 101

I-0480

0358

尚当地ニ於テ新式体育用具、販賣店別紙、通圓教入

尚当地ニ於テ新式体育用品、販賣名別紙、通圖報入

1. 内部関係

沈氏多子

館使大本曰國佛在

遷商厦

公第七五四号

昭和五年十一月十日

在
佛

特命全權大使。

方澤

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

民衆娛樂施設査報ニ関スル件

本年一月十五日附貴信通ニ普通合第三八号ヲ以テ御申
越ノ趣了承仍^ニ在^ニ当地民衆娛樂施設^ヲタ^ニヒザハ^ニダン^ニダ^ニリ
マ^ニン^ニタ^ニシ^ニヨ^ニシ^ニ及^ニユ^ニイ^ニハ^ニル^ニニ照會シタル^ニ處後者^ニハ說明書並ニ圖
面共ニ無之趣ニテ前者^ニ同ス圖面別添一通送付シ越シタ
ル^ニニ付^ニ該^ニニ轉送ス

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

SPORT CONSORTIUM
8, Passage violet, Paris (X°)

WILLIAMS & C° LITTLE Frères
1 et 3, rue Caumartin, Paris (IX°)

BARDOU et FILS & C°
12, Boulevard Sébastopol

PICQ et LETELLIER
26, rue de Saintonge, Paris (III°)

Etablissements H. DAIGNEY
4, rue Saint-Sauveur, Paris (II°)

Etablissements H. FALIZE & C°
12, rue de Paris à Courbevoie (Seine)

René GARNIER
40, rue Fessart, Paris (XIX°)

GAVELLE et LERCIER
66, rue de Bondy, Paris (X°)

Sté Anonyme MESTRE & BLATGE
46-48, avenue de la Grande Armée (Paris XVII°)

LE PALAIS
147, avenue de Versailles, Paris (XVI°)

Jules LOUIS
20-22, rue Claude Terrasse, Paris (XVI°)

照合票

機密 第九六號

記録
件名

昭和十五年四月四日

発信者 在海拉爾 領事小柳雪生

受信者 在滿洲里 特命全權大使梅津美治郎殿

件名

天然痘防疫注射ノ事 在滿洲里ノ聯領事館員並ニ支隊従業員ノ入籍申請ニ關シ件

原書ハ左記ニ在リ

(分類 I 3.2.0.8)

丁門之類ノ項目
NI-MAI

各員ニ於ケル旅券査証ヲ規畫並
同取振事件雜件

滿洲國ノ部

照合票

機密 第一八號

記録
件名

昭和十五年一月二十日

発信者 在海拉爾 領事小柳雪生

受信者 在滿洲國 特命全權大使梅津美治郎殿

件名

映画常設館設置關シ件

原書ハ左記ニ在リ

記

工門ノ類ノ項目ノ號

活動映画並ニ山手係雜件

I-0480

0372